

第5節 森林環境の保全

〈主な指標と最新実績（2026[令和8]年3月末）〉

保安林面積（累計）： 236,202ha

治山事業施工面積： 25ha

第1項 持続経営可能な森林づくり

1 利用間伐の促進 【林政課】

間伐を適切に実施することは、森林の健全性を高め、森林の持つ多様な公益的機能を高度発揮させる上で重要です。

また、間伐の際に発生する間伐材を運び出して利用することにより、樹木が吸収した二酸化炭素を木材として固定し続けることができるだけでなく、間伐材を販売して中間収入を得ることにより、森林所有者が森林を手入れする費用の負担を軽減し、その後の適切な森林管理の継続と木材資源の

循環利用につなげていくことができます。

間伐で伐った木を運び出すにはコストがかかるため、森林の状態や地形・道路条件等によっては採算が合わず、間伐材を森林内に残置することも少なくありません。そのため、間伐を行う森林をなるべく集約してまとめ、林内路網の整備や高性能林業機械の活用などと併せて施業の効率化を図ることにより、利用間伐を促進しています。

2 森林経営計画区域内における林道・作業道の整備 【林政課】

民有林の人工林は、本格的な利用期を迎えた高齢級の森林が多くを占め、資源として量的・質的に充実しています。県では森林環境の保全と森林資源の適正利用を図るため、木材の搬出を伴う森林整備が実施される森林経営計画区域内の林道・作業道整備を推進しています。

（1）林道・作業道の整備

地域資源である県産木材を利用することは、地域の森林が再び育成される森林循環へとつながります。そして健全に育成された森林は、水源の涵養や県土の保全などの公益的な機能を発揮して人々に多大な恩恵をもたらします。

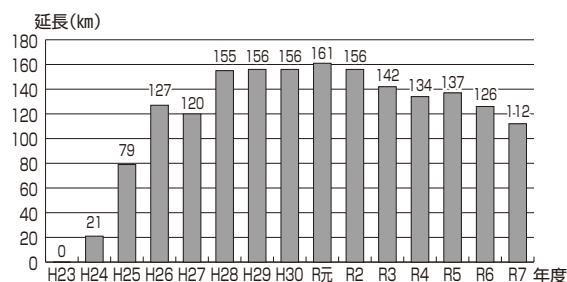
県産木材の生産と利用を進めるには、木材運搬のコストを下げるための林道や作業道が必要不可欠です。

林道は林業関係者や森林のレクリエーションを通じて自然とのふれあいを求める人々が通行する恒久的な道路であり、木材生産や森林整備を推進する上で基盤となるものです。

作業道は木材生産や森林整備のために林業機械が走行する道路で、簡易な構造で整備が行われて

います。2011（平成23）年度からの森林経営計画区域内の林道・作業道の新設延長は図2-3-5-1のとおりです。

図2-3-5-1 森林経営計画区域内の林道・作業道の新設延長



林業、作業道を利用した木材の集積・搬出作業

県内の豊富な森林資源を循環利用し、持続的で自立した林業経営を実現するため、施業集約化やデジタル化・自動化を推進しています。

(1) 施業集約化の推進

民有林では、森林の所有規模は小さく、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことは困難な状況です。そこで、隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して効率的に作業を行う施業の集約化が必要となっています。

しかしながら、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林への関心が薄れ、加えて、境界不明や所有者不明の森林の増加により、施業集約化には大変な労力が必要となっています。

そこで、この問題を解決するため、2019（平成31）年4月に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。この制度では、森林所有者が自ら経営管理できない森林を市町村に集約し、市町村による直接管理や「意欲と能力のある林業経営者」への委託等により、効率的な森林管理の実現を目指しています。

この制度により、2025（令和7）年度末時点で県内の14市町村で、約699haの経営管理集積計画が策定され、森林を経営管理する権利が市町村に設定されています。

「森林経営管理制度」ホームページアドレス
<https://www.pref.gunma.jp/page/7262.html>

表2-3-5-1 高性能林業機械所有台数（単位：台）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
所有台数	211	208	215	227	241

（注）年度は調査対象年度

(2) デジタル化・自動化の推進

厳しい地形条件による高い労働災害発生率や低い労働生産性といった林業特有の課題と、人口減少などの社会的課題に対処していくため、発展が著しいICTやロボット、AI等のデジタル化・自動化技術を活用したスマート林業を推進しています。

(3) 施業集約化による効率化

個人や法人などが所有する群馬県の森林（民有林）は、所有者の9割が所有面積5ha以下です。

所有者ごとに森林整備を行うと採算性が悪いことから、隣接する複数の所有者の森林をまとめて一団として施業することにより、計画的かつ効率的な森林作業道の作設が可能となり、さらに高性能林業機械を使用することで丸太生産の生産性の向上が図れます。県では、高性能林業機械の導入を支援しており、2024（令和6）年度を対象とした調査では、県内に241台の高性能林業機械が導入されています。

また、林業の低コスト化や労働負荷の軽減のため、リモコン操作による下草刈り作業機械や無人運転機械の開発が進められています。



高性能林業機械（ハーベスタ）による機械伐倒作業



森林経営管理制度と森林環境譲与税

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。

制度開始から6年が経過し、2024（令和6）年度末までに、全国の1,160市町村において、森林経営管理制度に係る取組が実施されており、この制度を活用して全国で約0.4万haの民有人工林が林業経営者に再委託され、今後は森林整備が行われることとなります。

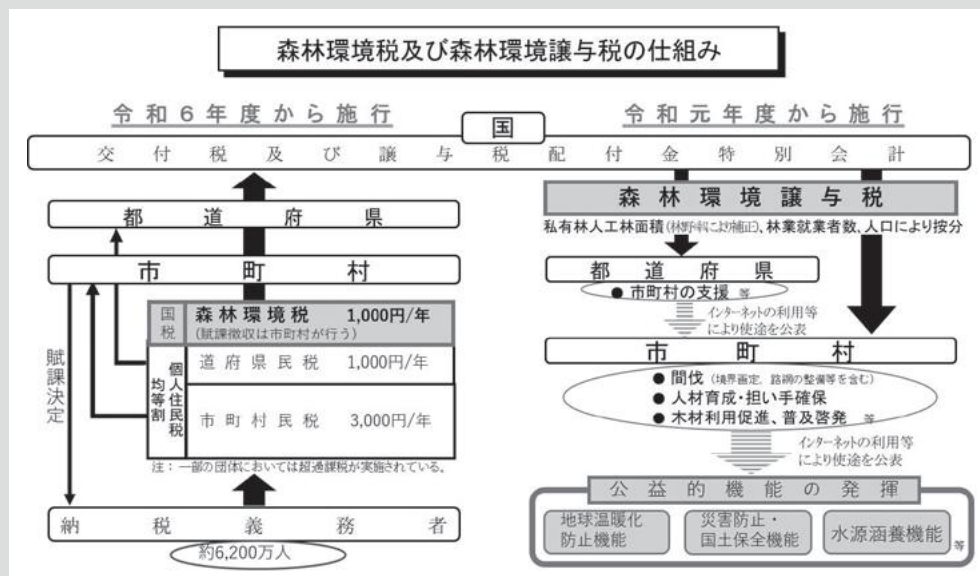
また、2025（令和7）年5月に改正され、2026（令和8）年4月に施行された森林経営管理法では、特に「林業経営に適した森林」に係る集積・集約化を迅速に進められるよう、「集約化構想」制度を新設するとともに、市町村の事務負担の軽減を図るため、間伐等経営管理権の設定における共有者の同意要件の緩和、経営管理支援法人制度

の創設等が措置されました。

森林環境譲与税については、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019（平成31）年に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設され、2024（令和6）年度から、森林環境税として1人年額1,000円の賦課徴収が開始されました。

「森林環境譲与税」は、2019（令和元）年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。



出典：林野庁ホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

4 森林情報の共有・高度利用システムの整備

【林政課】

県では、2024（令和6）年度に森林クラウド（システム）の運用を開始するとともに、2024（令和6）年度に高崎市、安中市、東吾妻町の一部、2025（令和7）年度に桐生市、みどり市、沼田市の一部で、航空レーザ計測データによる森林解析を行い、森林内の微地形や詳細な森林資源量の算定等、森林情報の高度化を行いました。

森林クラウドは森林・林業に関する多くの情報を一元管理する森林GIS（地理情報システム）を、

情報ネットワークを通じて県・市町村・林業事業者等の県内森林・林業関係者が利用できるシステムです。今後、県では、路網や森林整備情報等を森林クラウドに搭載し、共有するとともに、利用範囲の拡大を図ります。

また、併せて、航空レーザ計測データ等による森林解析を引き続き行い、効果的な生産予測等に活用できるよう森林情報の高度化を図ります。

第2項 森林を支える仕組みづくり

1 森林組合強化対策 【林業振興課】

森林組合は、森林所有者が組合員となって組織され、森林経営だけでなく、森林の保続培養という公益的機能の発揮を担う団体です。

県内の15森林組合には森林所有者の約4割が加入しており、その所有面積は約12万haに及び、県内民有林面積の半分以上を占めています。

また、2024（令和6）年度の素材生産量においては、森林組合により約11万m³が生産され、県内民有林からの生産量の4割を占めていることからわかるとおり、森林組合は地域林業の中核

的担い手として大きな役割を果たしています。

県内の森林資源は、量的にも質的にも充実し、「植えて育てる」時代から「伐って使う」時代を迎えています。「植える→育てる→伐る→使う→植える」という森林資源の循環利用を促進することにより、健全な森林が育成され、森林の持つ公益的機能が発揮されることになります。

森林整備や素材生産を担う森林組合の役割は更に大きくなっていくことから、森林組合の経営体質の改善や経営強化を支援していきます。

2 林業従事者の確保・育成 【林業振興課】

(1) 林業従事者の確保・育成

林業の現場は、道路がない場所や傾斜地など、機械化が難しい環境での作業も多く、人手に頼らざるを得ないのが現状です。一方で、群馬県の林業従事者数は、1982（昭和57）年度の1,797人から2006（平成18）年度には604人にまで減少しました。その後は一時的に増加に転じたものの、近年は再び減少傾向が続いています。

森林を整備し、水源の涵養^{かん}や災害防止などの機能を維持するとともに、伐採期を迎えた人工林を中心に森林資源を循環利用していくためには、林業従事者の確保・育成・定着が大きな課題となっています。

このため県では、群馬県林業労働力確保支援センターや群馬県森林組合連合会と連携して、様々な対策に取り組んでいます。

新規就業者の確保対策では、森ワーク（<https://moriwork.jp/>）での情報発信、林業就業ガイダンスへの群馬県ブースの出展や就業相談窓口の設置、林業現場の見学や就業体験を取り入れた研修の開催に加え、林業経営体に対し大手求人サイト等を活用した人材確保の支援を行っています。

育成・定着対策では、基礎的な知識・技術を体系的に学ぶ「緑の雇用事業」への支援、派遣講師によるきめ細やかな個別指導プログラムの実施、OJT指導者等の指導能力の向上を目的とした研修を開催しています。また、労働環境改善のための高性能林業機械の貸付支援、退職金共済等への掛金助成なども実施しています。

表2-3-5-2 林業従事者数 （単位：人）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
林業従事者数	667	664	671	681	701

（注）年度は調査対象年度

(2) 労働安全衛生対策

林業における労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、依然として他産業に比べて、労働災害の発生率等は高い状況が続いています。特に伐木作業での労働災害が全体の約7割を占めており深刻な課題となっています。

このため県では、林業における労働災害の防止と労働安全衛生の促進のため、林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部や群馬労働局（労働基準監督署）と連携した林業現場の巡回指導、消防機関と連携した応急対策訓練を実施するとともに、林業従事者を対象とした特殊健康診断、蜂アレルギー検査、チェーンソー作業従事者再教育講習などを支援しています。

表2-3-5-3 労働災害件数 （単位：件・人）

年次	R3	R4	R5	R6	R7
労働災害件数 （内数で死亡者数）	24 (0)	20 (1)	26 (1)	14 (0)	20 (1)



ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム 「もりビズぐんま」

県では、県土の約3分の2を占める豊かな森林資源を最大限に活用し、森林・林業を魅力ある産業に変革するため、イノベーションを進めています。

このイノベーション推進の一環として、2025（令和7）年度に、森林・林業の業界の枠を超えた新たな連携の場となる、ぐんま森林・林業イノベーションプラットフォーム、通称「もりビズぐんま」を立ち上げました。

「もりビズぐんま」には、森林・林業関係者に加え、県の森林・林業分野に関心を持つ県内外の民間企業が参加しています。分野を超えたネットワークづくりを進めながら、ビジネスマッチングや交流イベントなどを実施し、新たな事業創出や協働の可能性を広げています。

この取組における連携第1号として、(株)日本キャンパックと赤城南麓森林組合の間で「森林の保全活動に関する連携」が誕生しました。赤城南麓森林組合が行う、森林の保全活動や造林事業、人材育成などを(株)日本キャンパックが支援し、持続可能な森林づくりを行うとともに、水や電気（水力発電）の資源創出にもつなげます。

「もりビズぐんま」を通して、森林・林業の新たな可能性を広げ、地域経済の活性化や持続可能な社会の実現につなげていきます。



獣害防止ネットで保護した植栽木

あたらしい繋がりが、森林・林業の未来を拓く



「もりビズぐんま」の概要



2025（令和7）年度ぐんま森林・林業スタートアップ研修

森林は、木材を生産する場であるだけでなく、気候変動の緩和や災害防止、生きものたちのすみかとしての役割など、多面的な機能を持ち、地域の経済や人々の健康などにも深く関わっており、私たちの暮らしにたくさんの恵みをもたらしてくれる大切な存在です。

こうした森林の魅力や新たな林業の可能性をもっと多くの人に知ってもらうため、県では、「ぐんま森林・林業スタートアップ研修」を開催しています。

2025（令和7）年度は、セミナー研修を3回（ハイブリッドで1回、オンラインで2回）、体験研修を1回実施しました。

セミナー研修では、木材を活用したものづくりや林業におけるローカルキャリア、森林の空間利用をテーマに、各分野で活躍するゲストによるトークセッションを実施しました。参加者は、林業の多様な役割や木材の新たな可能性などについて学び、森林・林業への理解を深めました。

体験研修は神流町で開催しました。参加者は、木材の玉切り、薪割りを体験したほか、チェーンソーによる伐倒作業の見学や、山から切り出された丸太が集積される神流町麻生木材ヤード及び町産材で建設された町営住宅を見学し、森林資源が

住宅として活用されるまでの流れを学びました。さらに、伐採した木の枝葉を利用したアロマづくり体験も行いました。

研修後の参加者アンケートでは、「林業に携わる人々の想いや価値観に触れることができた」、「森林を中心とした文化や産業の広がりを知り、多様な関わり方の存在に気づけた」といった感想が寄せられました。

県では、今後も森林や林業への理解を深める取組を通じて、多くの人が森林と関わるきっかけづくりを進めていきます。



体験研修の様子

第3項 公益的機能の高い森林づくり

1 間伐等の推進 【林政課】

森林は、木材や多様な林産物を生産しながら、水源の涵養、土砂の流出や崩壊の抑制、二酸化炭素の固定、生物多様性の保全、防風・騒音緩和など生活環境の保全、癒やしやレクリエーションの場を提供するなど、多様な公益的機能を発揮しています。

スギやヒノキなどの人工林では、植栽後の樹木の成長を促すための下刈りや、樹木の成長に応じて生育密度を調整する「間伐」などの施業を適切に行うことにより、木材としての利用価値を高めるとともに、森林の健全性が高まり、公益的機能

の高度発揮が期待されます。

しかしながら、適切に間伐が行われていない森林では、本数が過密になって林内が暗くなり、下層植生が衰退して防災機能や生物多様性の低下を招くほか、樹木の生育不良により、木材生産機能をはじめとする様々な機能が低下してしまいます。

県では、森林所有者等が実施する間伐等の施業実施を支援し、公益的機能の高い森林づくりを推進しています。

2 治山事業の推進 【森林保全課】

近年、台風の大型化や局地的な集中豪雨の頻発により、山地災害の発生する危険性が高まることが懸念されています。

治山事業は、森林の維持造成を通して、森林の持つ公益的機能を発揮させることにより、山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養や生活環境の保全等を図る上で重要な事業であり、安全・安心な地域社会の基盤を確立する「災害レジリエンスNo.1の実現」を目指しています。

荒廃した山地や荒廃のおそれの高い保安林、地すべりが発生した地域等において、治山事業を実施しています。荒廃渓流の土砂流出を抑制するための治山ダム工、崩壊斜面を安定させるための土留工、地すべりを防止するための施設等を設置することにより、公益的機能の高い森林づくりを進め、荒廃山地の復旧及び山地災害の予防に努めています。

2025（令和7）年度は、9月の豪雨などにより、県内で2か所の山地災害が発生しました。緊急性の高い箇所から復旧整備を進め、その他の箇所についても計画的に事業を実施する予定です。

治山事業施工面積の推移は表2-3-5-4のとおりです。

表2-3-5-4 治山事業施工面積の推移（単位:ha）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
面積	42	40	31	25	25



土砂流出の抑制のため施工された治山ダム工



確率降雨強度（100年確率）の見直しについて

森林保全課では、近年の気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化を受け、「確率降雨強度」の見直しを行いました。これは2003（平成15）年以来、実に22年ぶりの改定となります。

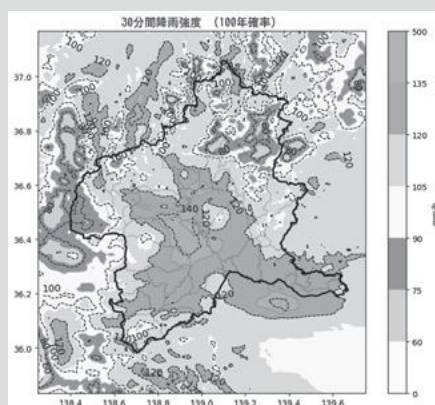
ある期間に1回発生すると想定される降雨量のことを「確率雨量」と言います（たとえば、10年確率雨量は、10年に1回くらいの割合で発生する降雨量を表します）。この確率雨量（量）を地形や観測データ期間等を考慮して補正したものが確率降雨強度（強さ）であり、群馬県内で想定される降雨の強さを把握するために用いられます。

治山事業においては、おおよそ100年に1回程度の頻度で発生すると想定される規模の降雨（100年確率）を基準として、構造物の形を決定しています。今回の見直しでは、構造物の形が大き

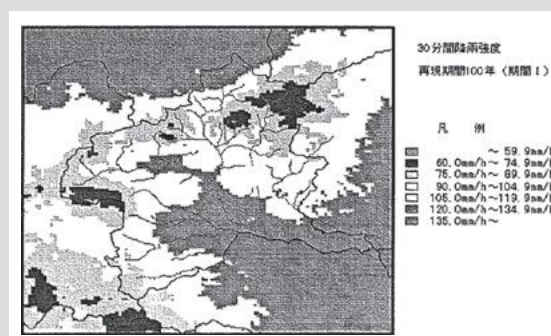
く変わるほどの変化は見られませんでした、次のような特徴が確認されました。

- 群馬県南部平野部・榛名山及び赤城山周辺・群馬県北部では確率降雨強度が大きくなる傾向
- 群馬県南西部・群馬県北西部・群馬県北東部では確率降雨強度が比較的小さくなる傾向
- 全体としては、前回と同様な傾向であったが、降雨継続時間によっては、確率降雨強度の小さい地域が縮小し、大きい地域は拡大

今回の見直しにより、近年の気候変動が各地域の降雨特性に影響を及ぼしている実態が改めて明らかとなり、地域の実態に即した防災事業の重要性がますます高まっていることを再認識しました。



確率雨量強度分布図（30分間）（今回）
確率雨量強度が大きい地域は拡大し、
小さい地域は縮小している。



確率雨量強度分布図（30分間）（前回）

3 保安林の適正な管理・保全・指定の推進

【森林保全課】

水源の涵養^{かん}、山地災害の防止など、私たちの暮らしを守る上で特に重要な役割を果たしている森林を、国や県が保安林に指定しています。保安林では、その働きが損なわれないように、立木の伐採や土地の形質変更を制限したり、治山事業によって適切に手を加えるなど、保安林としての機能を維持・増進するために必要な管理を行っています。

2025（令和7）年度末現在、群馬県の保安林面積は23万haで、林野面積の約55%、県土面積の約37%を占めています。保安林面積（累計）の推移は表2-3-5-5のとおりです。

表2-3-5-5 保安林面積（累計）の推移（単位:ha）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
面積	235,432	235,493	235,966	236,020	236,202

4 林地開発許可制度の適正な運用 【森林保全課】

保安林以外の民有林については、1haを超える開発行為（太陽光発電設備の設置を目的とする行為については0.5haを超える開発行為）に対する許可制度を通して森林の適正な保全を図っています。

また、保安林を含めた民有林について森林保全

巡視指導員及び森林保全推進員（ボランティア）による森林パトロールを実施し、各種森林被害の予防及び森林被害等に対する適切な応急措置を行うとともに、森林所有者や入山者に対し森林の適切な保護や管理について指導を行っています。

5 森林病虫害、気象害、林野火災対策 【林政課】

(1) 森林病虫害

群馬県の森林に大きな被害をもたらす森林病虫害として、アカマツやクロマツが枯れる「マツ枯れ」と、コナラやミズナラなどが枯れる「ナラ枯れ」があります。「マツ枯れ」は、マツノマダラカミキリが運んでくるマツノザイセンチュウが、「ナラ枯れ」はカシノナガキクイムシが運んでくるナラ菌が、元気なマツやナラに入り込んで枯らしてしまう病気です。



マツが枯れ、シノだらけになった森林

県内のマツ枯れ被害は、1978（昭和53）年頃から発生し、1992（平成4）年頃の被害が最も多く、現在でも赤城山や太田の金山、館林の多々良沼周辺などで多く発生しています。



ボランティアによるマツ枯れ跡地の森林再生

被害にあったマツは、そのままにしておくと、マツノマダラカミキリが増え、枯れたマツが風で倒れる危険があるため、できる限り伐採しています。

また、マツ枯れ跡地には、シノなどが生えてしまうため、自然に元の姿に戻ることはありません。

このように荒廃した森林は、野生動物が隠れやすくなり、森林被害の増加も考えられるため、できるだけ早く、次の世代の木を植えて森林を再生する必要があります。

今後も市町村や森林ボランティア等と協力して、マツ枯れ被害が拡がらないよう、またマツ枯れ跡地の森林の再生が進むよう努めます。

ナラ枯れ被害は、2010（平成22）年度にみなかみ町で初めて確認されました。2014（平成

26) 年度には県内での被害が一旦終息しましたが、2015（平成27）年度の再発後、被害量は増加傾向で、特に2020（令和2）年度については大幅に被害量が増加しました。シイタケ栽培の盛んな群馬県にはコナラ林がたくさんあります。ドングリの木でもある大切なナラが無くなってしまわないよう、被害の発生状況などの調査を行い、早期発見と被害拡大の防止に努めます。



カシノナガキクイムシの発生状況調査

(2) 気象害

異常気象と呼ばれる大規模な気象災害が「当たり前」になりつつあります。

群馬県でも、夏の台風や集中豪雨による水害や風害、冬の寒風害などが毎年のように発生しています。

被害が発生した森林は、そのままにしておくとは大変危険です。少しでも早く元の森林に戻るよう、被害木を整理して植え直し、森林の再生に努めています。



水害による山崩れで倒れたヒノキ

(3) 林野火災対策

2025（令和7）年の林野火災発生件数は11件、被害面積は2.77haで、昨年と比べて件数は同じでしたが、被害面積は減少しました。

季節的には、湿度の低い1月から5月にかけて多く発生しており、原因が特定できないものを除くと、たき火等の野外焼却や火遊びなど、人為的なものが出火原因のほとんどを占めています。

このため、県では、予防対策として、山火事予防運動実施期間（3月1日から5月31日まで）に、巡視活動、広報車によるパトロールと注意喚起、山火事用心のポスターの掲示などを関係機関と連携を図りながら実施しています。



林野火災現場の消火状況